墓地等経営許可申請書

年 月 日

須崎市長 様

 申請者 住 所

 氏 名
 印

 電話番号

(墓地、納骨堂、火葬場)の経営の許可を受けたいので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

墓地等の名称									
墓地等の所在地	須岬	奇市							
		地目			敷地面積			敷地面積	
						m²		1	m²
		総面積		納	建屋面積		火	火炉の基数	
 墓地等の概要	墓		m²	骨		m²	葬		基
	地	墳墓設置		堂	納骨予定数		場	防臭防じん装	置
			m²					燃料の種類	
		区画数	=			基			
		_	区画						
墓地等の敷地の	住	所							
所 有 者	氏	名							
申請の理由									
墓地等の構造	別糸	氏のとおり							
管理の方法									
管 理 者	住	所							
官	氏	名				電記	番号		
工事の着工及び	着	工年月日			年	月	日		
完了予定年月日	完	了年月日			年	月	日		

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 墓地面積は、実測値を記入すること。

墓地等の造成工事の明細書

墓地	墓地等の造成工事の明細は、次のとおりです。 年 月 日							
須	頂崎市	5長 様						
申請	青者	フリガナ 氏名						
1	ì	造成主住所・氏名						
2		設計者住所・氏名						
3	工	事施行者住所・氏名						
4]	墓地等の所在地番						
5		墓地等の面積					m²	
	イ	切土又は盛土をす	る土地の面積				m²	
		切土又は盛土の土	切土				m³	
	口	量	盛土				m³	
			番号	構造	高さ	延長		
		· 擁壁			m		m	
	ハ							
6								
工			番号	種類	内のり寸法	延長		
事					cm		m	
の	11	排水施設						
概要								
女	ホ	工事中の危害防止の	のための措置					
	<	がけ面の保護の方	法					
	+	その他の措置						
	チ	工事着手予定年月	日	年	月 日			
	リ 工事完了予定年月日		目	年	月 日			
	ヌ	工程の概要						
7		その他必要な事項						

備考1 3欄は、工事施行者が未定のときは空欄とし、工事着手前に届け出ること。

2 7欄は、工事を行うことについて他の法令による許可等を要する場合に、その許可等 の手続の状況を記入すること。

墓地区域等変更許可申請書

年 月 日

須崎市長 様

 申請者 住 所
 氏 名
 印

 電話番号
 印

(墓地、納骨堂、火葬場) について次のとおり変更をしたいので、須崎市墓地等の設置 及び経営の許可等に関する条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

区分		変	更前	変更後		
墓地等の名	称					
墓地等の所	在地	須崎市		須崎市		
		地目		地目		
	墓	総面積	m²	総面積		m²
	地	墳墓設置面積	m²	墳墓設	置面積	m²
		区画数	区画	区画数		区画
墓地等の	納	敷地面積	m²	敷地面积	債	m²
変更の概	骨	建屋面積	m²	建屋面積	漬	m²
要	堂	納骨予定数	基	納骨予算	定数	基
	火	敷地面積	m²	敷地面积	漬	m^2
	葬	火炉の基数	基	火炉の	基数	基
	場場	防臭防じん装		防臭防	じん装	
	*///	置燃料の種類		置燃料	の種類	
墓地等の敷	地の	住 所		住所		
所 有	者	氏 名		氏名		
 管 理	者	住 所		住所		
	日	氏 名		氏名		
変更理	由					
工事の着工	及び	着工年月日		声 月	日	
完了予定年	月日	完了年月日		声 月	日	

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 墓地面積は、実測値を記入すること。

墓地区域等廃止許可申請書

年 月 日

須崎市長 様

 申請者 住 所

 氏 名
 印

 電話番号

(墓地、納骨堂、火葬場)を次のとおり廃止の許可を受けたいので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第12条の規定により、次のとおり申請します。

墓地等の名称								
墓地等の所在地	須岬	奇市						
墓地等の概要	墓地	地目 廃止面積 区画数	f m² 区画	納骨堂	敷地面積 建屋面積 廃止納骨数	m² m²	火葬場	廃止火炉の基数 基 防臭防じん装置 燃料の種類
墓地等の敷地の 所 有 者	住氏	所名						
廃止の理由								
廃止後の処理								
管 理 者	住	所						
6 性 17	氏	名				電記	番号	
廃止予定年月日				-	年 月	日		

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 墓地の廃止面積は、許可面積との関係を明確にすること。

 第
 号

 年
 月

 日

墓地等経営許可書

様

須崎市長

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により下記のとおり許可します。

墓地等の名称						
所 在 地	須崎市					
墓地等の敷地の面積	総面積	(墓所面積		m²	墓園率	m² %)
納 骨 堂 又 は 火葬場にあっ	構造			造		階建
ては、建物の概要	建築面積			m²	(延べ面積	m²)
工事の着手及び完了	着手予定日	年	月	日		
予定年月日	完了予定日	年	月	日		
管理者	住所					
	氏 名			電話	番号	
許 可 条 件						

墓地区域等変更許可書

様

須崎市長

年 月 日付けで申請のあった墓地区域等の変更については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

墓地等の名称									
所 在 地	須崎市								
経営許可年月日 及び許可番号	年	月	ļ	∃	第	号			
変更事項									
工事着手予定日	年	月	日	工事完	了予定日		年	月	日
許 可 条 件									

墓地等廃止許可書

様

須崎市長

年 月 日付けで申請のあった墓地等の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

墓地等の名称						
所 在 地	須崎市					
経営許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第	号	
墓地等の敷地の面積	総面積	(墓所词	面積	m²	墓園率	m² %)
納骨堂又は火葬	構造			造		階建
場にあっては、 建物の概要	建築面積			m²	(延べ面積	m²)
許 可 条 件						

墓地等経営不許可通知書

様

須崎市長

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営については、下記の理由により不許可としますので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第13条第1項の規定により通知します。

記

墓地等の名称	
所 在 地	須崎市
不許可理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

墓地区域等変更不許可通知書

様

須崎市長

年 月 日付けで申請のあった墓地等の変更については、下記の理由により不許可としますので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第13条第1項の規定により通知します。

記

墓地等の名称	
所 在 地	須崎市
不許可理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

墓地等廃止不許可通知書

様

須崎市長

年 月 日付けで申請のあった墓地等の廃止については、下記の理由により不許可としますので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第13条第1項の規定により通知します。

記

墓地等の名称	
所 在 地	須崎市
不許可理由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

須崎市長

様

墓地等経営許可書再交付申請書

年	月	日

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

墓地等経営許可書の再交付を受けたいので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

墓地等の名称	
所 在 地	須崎市
経営許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
再交付の理由	

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

墓地・火葬場みなし許可届出書

年 月 日

須崎市長 様

 申請者 住 所
 氏 名
 印

 電話番号
 印

墓地・火葬場のみなし許可を受けたいので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

みなし許可に依	系る	事業	の名	称								
みなし許可に係 (承認)の年						年	月	日		第		号
墓地 • 火 蓼	幸 場	りの	名	称								
所	所 在											
墓地・火葬場の	*											
敷 地 の	氏			名								
	総	冝	i	積				m²				
墓地の概要	墳里	墓設	置面	摃				m²	(墓園	園率		%)
	区	E	<u> </u>	数								
	構			造						造		階建
火葬場の概要	建	築	面	積	階	m²	階	m²	(延~	べ面積		m²)
	炉	の	基	数								
第	住			所								
管 理 者 氏 氏				名				電話	番号			
工事着手予定日 年				F	月日	工事	完了予定	世日		年	月	日
備考												

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 墓地面積は、実測値を記入すること。

墓地等経営の許可の標識

須崎市墓地等の設	置及び経常	営の許可等	に関す	一る条例	引によ	くる墓地等組	圣営の許可の標識
墓地等の	名 称						
許可年月日·許	可番号		年	月	日	第	号
	住 所						
経営主体	氏 名						
	連絡先					電話番号	
許可を受けた区域	地番						
可可是文() /C区域	面積						
許 可 条	件						
備	考						

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 標識の大きさは、縦80センチメートル、横90センチメートル以上とすること。

墓地等管理者届出書

年 月 日

須崎市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

墓地、埋葬等に関する法律第12条の規定により、墓地等の管理者について次のとおり届け出ます。

墓 地 等	Ø :	名 称					
許可年月日	• 許	可番号	年	月	日	第	号
	本	籍					
管 理 者	住	所					
	氏	名				電話番号	
備		考					

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

経営許可変更届出書

年 月 日

須崎市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第16条第4号の規定により、次の とおり届け出ます。

墓	地	等の	名	称					
許可	可年。	月日・割	午可看	番号	年	月	日	第	号
変	変	更	事	項					
更の内	変	更		前					
容	変	更		後					
備				考					

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

管理状況報告書

年 月 日

須崎市長 様

申請者 住 所

氏 名 即

電話番号

須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第16条第5号の規定により、 年3月31日現在の管理状況を次のとおり報告します。

墓地(納骨堂)の名称						
許可年月日・許可番号		年	月	日	第	号
墓地(納骨堂)の所在地	須崎市					
管 理 者 氏 名						
計画墓地面積又は基数 (収納設備数)		m²		基	(設備)
現在使用墓地面積 又は基数(収納設備数)		m²		基	(設備)
現在使用可能墓地面積又 は基数(収容設備数)		m²		基	(設備)
備考						

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

事 前 協 議 書

年 月 日

須崎市長 様

協議者 住 所

氏 名 印

電話番号

須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第20条第1項の規定により、次の とおり事前協議します。

経営	主	体							
計画予定	差場;	所	須崎市						
計画予定場 所 の 地 目	地	田							
及び面積	面	積							
計画区画数 にあっては記 設備数、火勢 っては計画 数)及び墓	十画納 幸場に 炉の	骨あ基							
総事	業	費							
工事予	定	者							
関係法令の言	手続状	況							
設置の必	公要'	性							
工事着手予定	芒日		年	月	日	工事完了予定日	年	月	目

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

既存墓地改葬事前協議書

年 月 日

須崎市長 様

協議者 住 所

氏 名 印

電話番号

須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第20条第1項の規定により、次の とおり事前協議します。

改葬予定	三場 所	須崎市
改葬予定	地目	
場所の地目 及び面積	面積	㎡ (墓所、通路、植栽等の部分の合計面積)
計画区及び墓所	画 数 面積	m²
工事着手予定	官年月日	年 月 日
工事完了予定	它年月日	年 月 日
工事予	定者	
関係法令の言	手続状況	
設置の必	公要性	
その	他	

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

事前協議結果通知書

様

須崎市長

年 月 日付けの事前協議書に基づく事前の協議の結果について、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

墓地等の名称	
所 在 地	須崎市
計画に対する	
許認可届出	
等について	
協議及び留意	
事項について	
その他	

既存墓地改葬事前協議結果通知書

様

須崎市長

年 月 日付けの事前協議書に基づく事前の協議の結果について、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

改葬予定	送場 所	須崎市
改葬予定	地目	
場所の地目 及び面積	面積	m ^² (墓所、通路、植栽等の部分の合計面積)
計画区及び墓房		m²
改葬に対	けする	
意見等に	ついて	

備考 この通知を受けた後、既存墓地の改葬に対する意見等についての結果報告書を提出すること。

墓地等の造成計画の標識

須岬	奇市墓地	等の設置及び経	営の許	可等に関する	る条例による	造成計	画の表示	
造成行為	為の場所	須崎市						
造成区域	或の面積							
造成行為	為の目的							
造成行為	為の内容							
事業者 住 所								
又 は経営者	氏 名				電話番号			
設計者	住 所							
	氏 名				電話番号			
工事予	定期間	年	月	日から	年	月	日まで	
標識の	設置日	年	月	日				
上記造成計画についての説明の申出は下記へご連絡ください。								
連維	各 先							
担当者	当 氏 名				電話番号			

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 標識の大きさは、縦80センチメートル、横90センチメートル以上とする。

墓地等工事着手届出書

年 月 日

須崎市長 様

届出者 住 所

氏 名 印

電話番号

墓地等の工事に着手するので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第2 2条の規定により次のとおり届け出ます。

墓地等の	名 称							
所 在	地	須崎市						
許可年月日・評		年	月	F	1	第	号	
 工事着手予定	年月日		年	月	E	1		
工事完了予定	年月日		年	月	E	1		
	住 所							
工事施行者	氏 名							
	連絡先					電話番号		
	住 所							
 工事管理責任者 	氏 名							
	連絡先					電話番号		

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

墓地等工事変更届出書

年 月 日

須崎市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

墓地等の工事を変更するので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第2 3条の規定により次のとおり届け出ます。

墓	地	等	の	名	称								
所		右	Ē		地	須崎市							
許可	可年。	月日	• 韵	一可智	子	年	J	1	日		第	-	号
変更	変	更	í ~	事	項								
文 の 内	変		更		前								
容	変		更		後								
エ	事	変 勇	€ 子	定	日		年		月	日			
変見	更後	工事	完了	予定	目		年		月	目			

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

墓地等造成工事標識

須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例による墓地等造成工事標識										
経営者	住 j	所								
	氏:	名								
許可年月日・許可番号				年	月	日		第		号
造成区域の位置・区域										
造成区域の	面	積								
工 事 期		間		年	月	日だ	15	年	月	日まで
	住〕	所								
工事施行者	氏。	名								
	連絡	先					電話番号			
	住方	所								
工事管理責任者	氏。	名								
	連絡	先					電話番号			
工事設計者	住方	所								
	氏	名								
	連絡	先					電話番号			

- 2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。
- 3 標識の大きさは、縦80センチメートル、横90センチメートル以上とする。

墓地等工事完了届出書

年 月 日

須崎市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

墓地等の工事が完了したので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第2 5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

墓地等の	名 称						
所 在	地	須崎市					
許可年月日・許可番号			年	月	日	第	뭉
工事完了年月日			年	月	日		
	住 所						
工事施行者	氏 名						
	連絡先					電話番号	
備	考						

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

墓地等工事一部完了届出書

年 月 日

印

須崎市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

墓地等の工事の一部が完了したので、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則第18条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

墓地等の	名	称						
所 在		地	須崎市					
許可年月日・	許可番	号		年	月	日	第	号
工事一部完了	年月	日		年	月	日		
工事一部完了の土地の面積								
工事一部完了検査を必要とする理由								
	住	所						
工事施行者	氏	名						
	連絡	先				電話番号		
残りの工事完了予定年月日				年	月	日		
備		考						

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

墓地等工事完了検査済通知書

様

須崎市長

年 月 日付けで届出のあった下記の墓地等については、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第25条第1項に規定する検査を実施した結果、墓地等の使用に支障がないと認められるので通知します。

経営許可年月日 及び許可番号		年	月	日	第	号
墓地等の名称						
所 在 地	須崎市					
検査年月日						
備 考						

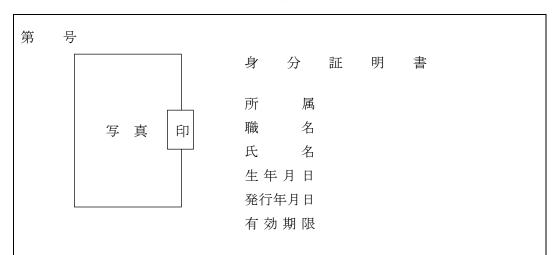
墓地等工事一部完了検査済通知書

様

須崎市長

年 月 日付けで届出のあった下記の墓地等については、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則第18条第2項の規定による検査を実施した結果、墓地等の一部使用に支障がないと認められるので通知します。

経営許可年月日 及び許可番号		年	月	日	第	号
墓地等の名称						
所 在 地	須崎市					
工事一部完了区域						
検 査 年 月 日						
備考						



上記の者は、須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第29条第1項 の規定による立入調査等をする者であることを証明する。

須崎市長 印

裏 面

須崎市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例(抜粋)

(立入調查等)

- 第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は経営者その 他関係人(以下この条において「事業者等」という。)に対し必要な報告を求め、 又は造成区域及び墓地等に立ち入り、当該造成区域の工事の状況等若しくは墓地 等の構造設備及び施設若しくは帳簿、書類その他の物件の調査若しくは検査(以 下この条において「立入調査等」という。)をすることができる。
- 2 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 3 第1項の規定により立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 事業者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 事業者等は、正当な事由がない限り、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。
- 5 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。